

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒151-8583

(ふりがな)とうきょうとしぶやくよぎ 2-2-1 おだきゅうざんたわー

住所 東京都渋谷区代々木2-2-1 小田急サザンタワー マイクロソフト株式会社

(ふりがな)ひがし たかひこ

氏名 東 貴彦

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要約:

本報告書案第6章 第1節について、下記の点についてご質問させていただきます。

- ITU-WRC03での合意を受けて無線LANへの新規割り当てが検討されている5GHz帯の帯域は、
帯域非占用型小電力無線システムに割り当てられる予定ですか。それとも帯域占用型小電力無線
システムに割り当てられる予定ですか。
- 現在は共用を前提に、帯域非占用型特定小電力無線システムに割り当てられている周波数帯域について、
将来的に帯域占用型小電力無線システムとして電波 利用料が課される可能性はありますか。
- 帯域占用型小電力無線システムを使った通信サービスについて、端末として一般的な無線LAN機器を想定
していますか、それとも通信事業者毎の専用端末を想定していますか。
- 既に流通している無線機器について、ソフトウェア更新等を通じて新規周波数に対応させることについて、
関連制度の弾力的な運用を検討されていますか。

別紙:

本報告書案第6章 第1節について、下記の点についてご質問させていただきます。

【WRC03合意に基づく無線LANへの新規周波数割り当てについて】

無線LANに割り当てることが多国間で合意された周波数帯域について、引き続き免許不要、
無償での利用を認めることは、無線機器の相互運用性を通じて国内のベンダ、利用者双方に
大きなメリットをもたらすだけでなく、電波の高度利用を推進し、電波産業における国際競争力を
高める上でも重要と考えられます。

WRC03での合意を受けて無線LANへの新規割り当てが検討されている5GHz帯の帯域は、
帯域非占用型小電力無線システム(無線LAN等)に割り当てられる予定ですか。それとも、
帯域占用型小電力無線システムに割り当てられる可能性はありますか。

【主たる用途での利用が中止された後の、共用を前提に帯域非占用型特定小電力無線システムに
割り当てられた周波数帯域の扱いについて】

現在は共用を前提に、帯域非占用型特定小電力無線システムに割り当てられている周波数帯域について、
将来的に技術革新やその他の要因から、主たる用途での利用が中止され、結果的に周波数帯域を占用し
得る状況となった場合に、帯域占用型小電力無線システムとして電波利用料が課される可能性はありますか。

また仮に、その周波数帯域が国際的に無線LANに割り当てることが推奨されている帯域であった場合は、
どのように取り扱われるのでしょうか。

【帯域占用型小電力無線システムを利用した通信サービスの端末について】

無線LANのメリットのひとつは、共通の規格で多くのベンダから製品が提供されることで、高性能かつ廉価な通信端末が数多く市場に出回っていることがあります。また、PC、PDAともに小型化のため、最近は無線LAN内蔵型の端末が市場で主流となっております。

帯域占用型小電力無線システムを利用した通信サービス向けに、その周波数帯域に対応した通信事業者毎の専用端末しか認めない場合、機器の標準化による端末価格の下落や無線装置の機器本体への内蔵による小型化といった、無線LAN本来の特性が損なわれる他、消費者の選択肢も狭まる懸念があります。

一方で、通常の無線LAN端末が帯域占用型小電力無線システムに対応した場合、全ての無線LAN端末から電波利用料を徴収してしまうと、実際の受益者が限られているにも関わらず、多くの無線LAN端末が、広く電波利用料の徴収対象となってしまう懸念があります。

帯域占用型小電力無線システムを使った通信サービスについて、端末として一般的な無線LAN機器をお考えですか、それとも通信事業者毎の専用端末をお考えですか。

また仮に一般的な無線LAN端末に、帯域専用型小電力無線システムの利用する周波数帯域への対応を認めた場合、当該端末に対して電波利用料が課される可能性はありますか。

【ソフトウェア更新による新規割り当て周波数への対応について】

5GHz帯無線LANについて、周波数帯域の新規割り当てが段階的に行われた場合に、現行の技術適合証明の枠組みでは、

無線LAN機器の出荷時期によって対応する周波数帯域が異なってしまう可能性が考えられます。このことは、無線LAN機器間で

互換性の問題が生じるだけでなく、製品寿命の短期化による在庫リスク増大や、周波数新規割り当てを見込んだ消費者による

無線機器、無線LAN内蔵PC等の買い控え等を生じさせる懸念があり、短期的には機器の普及を阻害す

5GHz帯無線LANについて、既に利用の認められている帯域と、割り当てが検討されている帯域とでは、近い周波数帯域で変調方式等も類似または同等であることから、ハードウェア的には共通で、ファームウェア及びデバイスドライバによって対応周波数を制御できる製品が主流となっております。またソフトウェア無線技術のように、対応周波数や変調方式そのものをソフトウェアによって制御可能とする技術の研究開発も進んでおります。

既に流通している無線機器について、ソフトウェア更新等を通じて新規周波数に対応させることについて、技術適合証明制度の弾力的な運用は検討されていますか。